

2017年6月26日
富士通株式会社

第117回定時株主総会決議ご通知

2017年6月26日に開催いたしました、富士通株式会社第117回定時株主総会における報告事項および決議事項につきまして、下記のとおりご通知いたします。

なお、すべての議案につきまして、会社法上適法に決議が成立し、可決されました。

記

1. 株主総会開催日時 2017年6月26日（月曜日）午前10時
2. 報告事項 第117期（自2016年4月1日 至 2017年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
上記内容を報告いたしました。
3. 決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

原案どおり、山本 正巳、田中 達也、谷口 典彦、塚野 英博、ダンカン テイト、古河 建純、須田 美矢子、横田 淳、向井 千秋、阿部 敦の10氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。なお、取締役須田 美矢子、横田 淳、向井 千秋、阿部 敦の4氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

第2号議案 監査役1名選任の件

原案どおり、広瀬 陽一氏が監査役に選任され、就任いたしました。

第3号議案 業績連動型株式報酬制度に係る報酬額等の設定の件

原案どおり、既存の取締役の報酬額に加え、業績連動型株式報酬制度に係る業務執行取締役の報酬額が年額3億円以内、割当てる当社株式の総数が年43万株以内とされました。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については別紙のとおりです。

以上

役員人事について

本総会終結後に開催されました臨時取締役会および監査役会において役員人事が次のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

代表取締役社長	田中達也
代表取締役副社長	谷口典彦
代表取締役副社長	塚野英博
取締役	ダンカン テイト
取締役会長	山本正巳
取締役	古河純子
取締役	須田美矢
取締役	横田淳
取締役	向井千秋敦
取締役	阿部
常勤監査役	近藤芳樹
常勤監査役	広瀬陽一
常勤監査役	山室谷恵紘
常勤監査役	三初川浩司

業績連動型株式報酬制度について

当社は、業務執行取締役（代表取締役および執行役員を兼務する取締役）に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えると同時に、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、報酬として業績に連動して株式を付与する制度（パフォーマンスシェア、以下「本制度」といいます。）を導入します。

(1) 制度の概要

当社は、あらかじめ定めた 3 年間の中長期業績目標の対象期間開始時に、業務執行取締役に對して、役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3 年間）および中長期業績目標等を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を年度毎に計算し、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役に割当てられた株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額および付与株式数の上限

業務執行取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の報酬額の上限は、年額 3 億円以内とし、割当てる当社株式の総数は年 43 万株以内とします。

(3) 業績達成水準の指標および係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた中長期業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。業績達成度合に応じた係数があらかじめ設定した下限未満となる場合には株式の割当てはされません。また、業績達成度合に応じた係数があらかじめ設定した上限以上となる場合には、基準株式数にあらかじめ設定した係数の上限を乗じた数の株式を業務執行取締役に割当てます。

(4) 1 株当たりの払込金額

本制度における業務執行取締役に割当てられた当社株式 1 株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(5) その他

業務執行取締役が退任した場合の株式の割当てに関する取扱い、組織再編時等における本制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割または株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、取締役会で本制度に係る規程を定めます。